

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年11月17日
【会社名】	株式会社フルッタフルッタ
【英訳名】	FRUTA FRUTA INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員CEO 長澤 誠
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田神保町三丁目3番
【電話番号】	03-6272-9081
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員 徳島 一孝
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田神保町三丁目3番
【電話番号】	03-6272-3190
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員 徳島 一孝
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式、新株予約権付社債及び新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 株式 199,990,800円 第2回無担保転換社債型新株予約権付社債 100,000,000円 第6回新株予約権証券 3,837,200円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 594,585,000円 (注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成29年11月13日付にて提出いたしました有価証券届出書の記載内容の一部に訂正事項がございましたので、これを訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。その一部訂正事項として本新株予約権付社債の評価結果（1個当たり金額）について訂正となっております。その訂正となった経緯につきましては、当社から第三者算定機関の株式会社AGSコンサルティングに算定依頼をする際に、当該新株予約権付社債の償還期限について誤って記載をしていた発行要項を提出したことによります。よって今回あらためて償還期限を訂正した発行要項にて評価した金額に訂正いたします。また、当該届出書の添付書類である議事録に一部誤りがございましたので訂正の上差替えいたします。

2【訂正事項】

表紙

届出の対象とした募集金額

第一部 証券情報

第1 募集要項

6 新規発行新株予約権証券（第6回新株予約権証券）

(2) 新株予約権の内容等

新株予約権の行使期間

第3 第三者割当の場合の特記事項

3 発行条件に関する事項

本新株式

本新株予約権付社債

本新株予約権

6 大規模な第三者割当の必要性

<本委員会による意見の概要>

2. 本第三者割当の相当性

(2) 割当先の適切性、妥当性

ア) アスラポート・ダイニング

第三部 追完情報

1. 事業等のリスクについて

添付資料 議事録

発行要項

(別紙2) 11. 本社債の償還の方法及び期限

(別紙3) 12. その他の本新株予約権の行使の条件

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示しております。

(訂正前)

表紙

届出の対象とした募集金額

その他の者に対する割当

株式	199,990,800円
第2回無担保転換社債型新株予約権付社債	100,000,000円
第6回新株予約権証券(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)	3,837,200円
新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額	594,585,000円

(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

(訂正後)

表紙

届出の対象とした募集金額

その他の者に対する割当

株式	199,990,800円
第2回無担保転換社債型新株予約権付社債	100,000,000円
第6回新株予約権証券	3,837,200円
新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額	594,585,000円

(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

(訂正前)

第一部 証券情報

第1 募集要項

6 新規発行新株予約権証券(第6回新株予約権証券)

(2) 新株予約権の内容等

新株予約権の行使期間	平成29年11月29日から平成31年11月30日
------------	--------------------------

(訂正後)

第一部 証券情報

第1 募集要項

6 新規発行新株予約権証券(第6回新株予約権証券)

(2) 新株予約権の内容等

新株予約権の行使期間	平成29年11月30日から平成31年11月30日
------------	--------------------------

（訂正前）

第3 第三者割当の場合の特記事項

3 発行条件に関する事項

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株式

<前略>

なお、当社取締役会にて、株式会社東京証券取引所の定めに基づき独立役員として届け出ております社外監査役2名を含む監査役全員より、本新株式の発行価額の算定方法については、市場慣行に従った一般的な方法であり、算定根拠は、現時点の当社株式の市場価格を反映していると思われる平成30年3月期第1四半期決算発表後に形成された株価を基準に、本新株式の発行に係る取締役会決議日の直前取引日の終値の10%ディスカウントとしており、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠したものであり、当社の直近の財政状態及び経営成績を勘案し本新株式の発行価額は、特に有利な発行価額には該当せず適法である旨の意見を表明しております。

本新株予約権付社債

<中略>

上記評価結果（1個当たり4,728,000円）を基に割当予定先であるマイルストーン社と交渉した結果、本新株予約権付社債の1個当たりの払込金額を5,000,000円（額面100円につき金100円）といたしました。

<中略>

本新株予約権付社債の発行価額は、前述の第三者評価機関による評価書を参考にし、本新株予約権付社債の発行条件を勘案した結果、適正かつ妥当であり、当該第三者評価機関が評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、当該前提条件を反映した新株予約権付社債の算定手法として一般的に用いられている方法で価値を算定していることから、会社法第238条第3項第2号に規定されている特に有利な金額には該当しないと判断しております。

また、当社取締役会にて、当社監査役全員が、第三者算定機関の選定が妥当であること、当社と独立した当該第三者評価機関が本新株予約権付社債の発行価額について実務上一般的な手法によって算定し、その算定手法についても特に不合理と思われる点が見当たらないことから、本新株予約権付社債の発行価額は、特に有利な金額には該当しない旨の意見を表明しております。

本新株予約権

<後略>

また、当社取締役会にて、当社監査役全員が、第三者算定機関の選定が妥当であること、当社と独立した当該第三者評価機関が本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行価額について実務上一般的な手法によって算定し、その算定手法についても特に不合理と思われる点が見当たらないことから、本第三者割当増資と本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行価額は、特に有利な金額には該当しない旨の意見を表明しております。

6 大規模な第三者割当の必要性

<本委員会による意見の概要>

2. 本第三者割当の相当性

(2) 割当先の適切性、妥当性

ア) アスラポート・ダイニング

アスラポート・グループとの資本業務提携の一環として、アスラポート・ダイニングに本新株式及び本新株予約権付社債を割り当て、アスラポート・グループと協業することにより、アスラポート・ダイニングをはじめとするアスラポート傘下の乳製品の製造・販売業者との商品開発及び製造委託が可能となり、アスラポート・グループの販売網の活用による顧客獲得等が期待され、ひいては当社の企業価値の向上につながるという効果が見込めるという点に加えて、アスラポート・グループの高い知名度、堅調な業績及び財務基盤等を考慮すれば、アスラポート・ダイニングを本新株式及び本新株予約権付社債の割当先とすることは適切かつ妥当であると判断できる。

（訂正後）

第3 第三者割当の場合の特記事項

3 発行条件に関する事項

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株式

<前略>

なお、当社取締役会に出席した、当社常勤監査役1名及び株式会社東京証券取引所の定めに基づき独立役員として届け出ております社外監査役1名より、本新株式の発行価額の算定方法については、市場慣行に従った一般的な方法であり、算定根拠は、現時点の当社株式の市場価格を反映していると思われる平成30年3月期第1四半期決算発表後に形成された株価を基準に、本新株式の発行に係る取締役会決議日の直前取引日の終値の10%ディスカウントとしており、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠したものであり、当社の直近の財政状態及び経営成績を勘案し本新株式の発行価額は、特に有利な発行価額には該当せず適法である旨の意見を表明しております。また、当該取締役会を欠席した社外監査役1名も、当該事項について同意見を第三者委員会の意見書にて述べております。

本新株予約権付社債

<中略>

上記評価結果（1個当たり4,728,000円）を基に割当予定先であるマイルストーン社と交渉した結果、本新株予約権付社債の1個当たりの払込金額を5,000,000円（額面100円につき金100円）といたしました。当該発行要項の償還期限が誤っていたことで、正しい償還期限で再度評価依頼した評価結果（1個当たり4,709,000円）を基に、当社は再度マイルストーン社と交渉し、本新株予約権付社債の1個当たりの払込金額を5,000,000円（額面100円につき金100円）といたしました。なお、払込金額には変更はありません。

<中略>

本新株予約権付社債の発行価額は、前述の第三者評価機関による評価書を参考にし、本新株予約権付社債の発行条件を勘案した結果、適正かつ妥当であり、当該第三者評価機関が評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、当該前提条件を反映した新株予約権付社債の算定手法として一般的に用いられている方法で価値を算定していることから、会社法第238条第3項第2号に規定されている特に有利な金額には該当しないと判断しております。

また、当社取締役会に出席した、当社常勤監査役1名及び株式会社東京証券取引所の定めに基づき独立役員として届け出ております社外監査役1名より、第三者算定機関の選定が妥当であること、当社と独立した当該第三者評価機関が本新株予約権付社債の発行価額について実務上一般的な手法によって算定し、その算定手法についても特に不合理と思われる点が見当たらないことから、本新株予約権付社債の発行価額は、特に有利な金額には該当しない旨の意見を表明しております。また、当該取締役会を欠席した社外監査役1名も、当該事項について同意見を第三者委員会の意見書にて述べております。

また、当該発行要項に償還期限が誤記載されていたことで、再度第三者評価機関による評価依頼した結果についても、当該評価額は下がっていることもあり、取締役会及び第三者委員会において、当該判断に影響はないものと判断しております。

本新株予約権

<後略>

また、当社取締役会に出席した、当社常勤監査役1名及び株式会社東京証券取引所の定めに基づき独立役員として届け出ております社外監査役1名より、第三者算定機関の選定が妥当であること、当社と独立した当該第三者評価機関が本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行価額について実務上一般的な手法によって算定し、その算定手法についても特に不合理と思われる点が見当たらないことから、本第三者割当増資と本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行価額は、特に有利な金額には該当しない旨の意見を表明しております。また、当該取締役会を欠席した社外監査役1名も、当該事項について同意見を第三者委員会の意見書にて述べております。

また、発行要項に本新株予約権付社債の償還期限が誤記載されていたことで、再度第三者評価機関による評価依頼した結果についても、当該評価額は下がっていることもあり、取締役会及び第三者委員会において、当該判断に影響はないものと判断しております。

6 大規模な第三者割当の必要性

< 本委員会による意見の概要 >

2. 本第三者割当の相当性

(2) 割当先の適切性、妥当性

ア) アスラポート・ダイニング

アスラポート・グループとの資本業務提携の一環として、アスラポート・ダイニングに本新株式及び本新株予約権を割り当て、アスラポート・グループと協業することにより、アスラポート・ダイニングをはじめとするアスラポート傘下の乳製品の製造・販売業者との商品開発及び製造委託が可能となり、アスラポート・グループの販売網の活用による顧客獲得等が期待され、ひいては当社の企業価値の向上につながるという効果が見込めるという点に加えて、アスラポート・グループの高い知名度、堅調な業績及び財務基盤等を考慮すれば、アスラポート・ダイニングを本新株式及び本新株予約権の割当先とすることは適切かつ妥当であると判断できる。

(訂正前)

第三部 追完情報

1. 事業等のリスクについて

< 前略 >

その他のリスク

< 中略 >

また、平成29年11月13日開催の当社取締役会において、本新株式と本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行決議を行っており、本新株式と本新株予約権付社債及び本新株予約権により当社普通株式304,400株と本新株予約権付社債の転換による発行株式152,207株、本新株予約権の行使による発行株式数は905,000株が発行されることとなり、行使期限を平成32年11月30日としております。

(訂正後)

第三部 追完情報

1. 事業等のリスクについて

< 前略 >

その他のリスク

< 中略 >

また、平成29年11月13日開催の当社取締役会において、本新株式と本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行決議を行っており、本新株式と本新株予約権付社債及び本新株予約権により当社普通株式304,400株と本新株予約権付社債の転換による発行株式152,207株、本新株予約権の行使による発行株式数は905,000株が発行されることとなり、行使期限を平成31年11月30日としております。

(訂正前)

添付資料 議事録

発行要項

(別紙2) 11. 本社債の償還の方法及び期限

(1) 満期償還

本社債は、平成32年11月30日(償還期限)にその総額を各本社債の金額100円につき金100円で償還する。

(別紙3) 12. その他の本新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式数が、本新株予約権の発行決議日(平成29年9月30日)時点における当社発行済株式総数(1,471,523株)の10%(147,152株)(但し、第10項第(2)号記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。)を超えることとなる場合の、当該10%(但し、第10項第(2)号記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。)を超える部分に係る新株予約権の行使はできない。

(訂正後)

添付資料 議事録

発行要項

(別紙2) 11. 本社債の償還の方法及び期限

(1) 満期償還

本社債は、平成31年11月30日(償還期限)にその総額を各本社債の金額100円につき金100円で償還する。

(別紙3) 12. その他の本新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式数が、本新株予約権の発行決議日(平成29年11月13日)時点における当社発行済株式総数(1,473,023株)の10%(147,302株)(但し、第10項第(2)号記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。)を超えることとなる場合の、当該10%(但し、第10項第(2)号記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。)を超える部分に係る新株予約権の行使はできない。

以上